

令和2年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 外部委託に関する事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①=措置を講じたもの」、「②=措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

ページ数	監査の結果及び意見(項目)	区分	措置内容又は進捗状況等
個別事案 No.46 (P108)	<p>指摘事項</p> <p>平成31年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託</p> <p>(1) 実績集計資料の正確性について(合規性、経済性) 当該委託業務の予定価格の積算は、給食実施に伴い排出されるじん芥の前年度収集運搬実績に基づいて行われている。 令和元年度の予定価格の積算を検証するために、平成30年度の収集運搬実績に関する資料を確認したところ、平成30年9月の勝山中学校の給食実施日数が実際の日数と異なっていた。これは、市の担当者による表計算ソフトへの入力誤りが原因と思われる。 上記誤りの結果、予定価格は本来あるべき予定価格と相違していた。 予定価格積算の根拠となる基礎情報や実績集計結果の</p>	①	<p>(学校保健給食課) 令和3年度より担当者が予定価格積算の基礎資料を作成・確認したものを係長が入力誤りがないかを確認するダブルチェック体制を徹底し、予定価格積算資料の正確性を検証した。</p>

	正確性を検証した上で予定価格を算定すべきである。		
個別事案 No.46 (P108)	<p>指摘事項</p> <p>平成 31 年度学校給食単独調理校じん芥運搬委託</p> <p>(2) 指名競争入札の合理性について（経済性）</p> <p>令和元年度を含む直近 5 年間及び令和 2 年度における指名競争入札の結果は下表(P109)のとおりである。いずれの年度においても、第 1 企業体、第 2 企業体、第三企業体の 3 者による指名競争入札となっているが、過去の落札実績を見ると、3 企業体が順番に落札しており、落札価格は平成 27 年度から令和元年度まで同額である。</p> <p>毎年度の落札結果から判断すると、本来の意味における競争原理が働いているとは言い難い状況にある。これは当該委託業務に対して 3 企業体の指名しかないことに起因していると考えられる。</p> <p>競争入札は、一般競争入札であれ、指名競争入札であれ、一定の経済性と公正性の確保は必要であり、それなりのメリットはあるが、一方、一般的には指名競争入札のデメリットとしては、新規事業者などの入札参加が難しく、自由競争が妨げられやすく、また、常に同じ事業者を指名し続けることで企業間の談合や発注機関との癒着が生まれやすくなるという点が指摘されている。</p> <p>市は業務委託に際して、地区の範囲（区分け）の見直しなど、市政にとって合理的で経済的競争が働く体制になるよう見直しを図るべきである。</p> <p>なお、指名競争入札に係る入札事務は、労力と経費を</p>	①	<p>(学校保健給食課)</p> <p>監査指摘に基づき令和 4 年度から適切な積算の下、これまで契約実績のある旧市内の 3 共同企業体と随意契約による方法で契約を行っている。理由は、平成 26 年 10 月 8 日付環廃対発第 1410081 号の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名の「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」によるものである。その要旨は、地方自治法施行令にある経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を最優先に位置付けていることである。</p>

	<p>消費し、事務が非効率となる側面を持っており、単に市民に理解を得るための表面的な入札であるならば、実施しない方が市民の利益に資すると考えられることから、競争原理を機能させるための施策の見直しが実務上困難との結論になるのであれば、形式的な指名競争入札を止め、予定価格の積算を適正に行った上で随意契約に切り替えることも、当面の選択肢の一つとして検討されたい。</p>		
個別事案 No.47 (P110)	<p>指摘事項</p> <p>下関市立中部学校給食共同調理場給食調理等業務 業務体制の不備について（合規性）</p> <p>当該委託業務は、平成 30 年度より開始された事業であり、市内 8 校の給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるに十分な業務遂行能力を有する事業者を対象に一般競争入札が行われている。</p> <p>学校給食提供業務であることから、業務体制や衛生基準等について仕様書に細かく規定されている。</p> <p>当該委託業務の仕様書によると、「調理業務従事者のうち、業務副責任者 4 名を定め、業務責任者が不在のときは、業務責任者の責務を代行させること。」となっているが、契約日から平成 30 年 12 月までの 9 か月間、業務副責任者が 2 名しか配置されていなかった。</p> <p>市は、学校給食が安心・安全、かつ滞りなく提供されるために、委託先から報告を受ける書類の確認や業務が行われている現場の視察などにより、仕様書どおりの業務体制となっているかを定期的に確認すべきである。</p>	①	<p>(学校保健給食課)</p> <p>中部学校給食共同調理場には、市職員が場長として常勤し、業務の遂行状況、提出書類等を日々確認している。</p> <p>このたびの指摘を踏まえ、令和 3 年度から、委託業者から提出される「調理業務従事者報告書」での確認をこれまで以上に徹底している。</p> <p>また、委託業者に対しては、契約書内容をよく確認し、責任者等の変更があれば「調理業務従事者変更報告書」の提出を行い、適切な体制管理をするよう口頭で指示した。</p>

<p>個別事案 No.48～51 (P111)</p>	<p>意見</p> <p>美術館倒木等伐採業務ほか3件</p> <p>(1) 履行の確認方法について（合規性）</p> <p>契約の履行確認は立会及び報告書の確認により実施されている。具体的には、作業完了時に立会を実施するとともに、受託事業者が工事写真帳の提出を行っているが、工事写真には日付が確認できず、また、作業時間及び人数等の報告が行われていなかった。</p> <p>見積の妥当性の評価及び翌年度の予算見積の評価を適正に行うためにも、作業時間や人数の把握を記録として残すことを検討されたい。</p> <p>なお、今後、新たな委託先と契約する場合などに際して円滑な業務遂行が可能となることから、今後の課題等についても文書として残すことを検討されたい。</p>	<p>①</p>	<p>(美術館)</p> <p>令和3年度より、事前に作業計画を提出させ、業務完了後は、写真、作業人数、作業した日付及び作業時間を記載した適正な業務完了報告書を提出させるようにした。</p> <p>また、業務を実施する中で明らかになった課題等には、その都度、文書にて記録するようにした。</p>
<p>個別事案 No.48～51 (P111)</p>	<p>意見</p> <p>美術館倒木等伐採業務ほか3件</p> <p>(2) 見積合せについて（合規性、経済性）</p> <p>当該委託業務の委託先の選定に際し、見積合せが実施されている。見積業者は、市から仕様書を受け、見積書を作成し市に提出している。仕様書には業務内容及び場所等の情報が記載されているが、今回見積合せに参加した2事業者の見積書の様式が、小区分まで項目の記載内容が一致し、単価及び数量が違うのみである。</p> <p>仕様書に基づいて見積書の形式が類似するのは想定できるが、仕様書には記載のない小項目まで一致するのは不自然である。</p>	<p>①</p>	<p>(美術館)</p> <p>美術館修景の維持に係る業務について、令和3年度からは見積依頼先の各業者に実際の現場を見せ、各々の実地確認に基づいて見積もられたものを提出させるとともに、記載内容に不合理な点がないか慎重に確認するように改めた。</p> <p>また、見積業者の選定にあたっては、毎回同じ業者を選定するのではなく、新規の業者にも声をかけ、より多くの業者が参加できるよう努めている。</p>

	<p>市から事業者に見積依頼をする際、どこに依頼したかや依頼した事業者数などの情報を与えていないことではあるが、競争原理が有効に機能している環境下においては通常生じ得ない結果であると考えられる。</p> <p>自由競争が機能し、経済的合理性を確保するためにも、見積業者の選定にあたっては、利害関係のない事業者を複数選定し、また、担当者による見積書の様式の確認をより慎重に行うことを検討されたい。</p>		
個別事案 No.48～51 (P111)	<p>意見</p> <p>美術館倒木等伐採業務ほか3件</p> <p>(3) 契約方法の変更について（合規性）</p> <p>令和元年度より、業務を分割し、契約方法を一般競争入札から随意契約に変更している。令和元年度においては、下表(P114)のとおり、当該委託業務以外の3契約を想定していた。</p> <p>令和元年度においては、各業務の随意契約の妥当性については検討されていたものの、一般競争入札から随意契約への契約方法の変更、すなわち原則から例外への変更に関して検討を行っている文書が確認できなかった。</p> <p>契約方法を原則である一般競争入札から例外である随意契約に変更する場合の理由及び検討内容については、事後の判断にも影響することから、文書で残すことを検討されたい。</p>	①	<p>(美術館)</p> <p>年間で契約を行った方が美術館にふさわしい景観を維持するため計画的効率的に管理を行えると考えたが、実際に行ってみると当初予定出来ないもの、例えば毛虫の大量発生、気候変動によって木や草の生育状況が年にによって異なる事による委託範囲の変更、また、台風や積雪による倒木の伐採など、突発的な委託が増えてきたことから、景観よりも来館者の安全が第一と考え、迅速かつ効率性の観点から地方自治法第167条の2第1項第1号の随意契約へ変更した。なお、契約方法の変更等に係る検討の経過や理由については、文書にて記録を残すよう改善した。</p>
個別事案 No.52 (P115)	<p>指摘事項</p> <p>下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務</p> <p>契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）</p>	①	(美術館)

	「No.19 粗大ごみ等受付業務 2. 監査の結果及び意見 (2)【指摘】契約方法及び業者選定理由について（合規性、経済性）」(P70)に同じ。		令和3年度より条件付き一般競争入札を行っている。経緯等詳細については、「意見（3）外部委託の必要性について（経済性）」の（対応状況）に記載している。
個別事案 No.52 (P115)	<p>意見</p> <p>下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務</p> <p>(1) 委託業務の履行確認について（有効性）</p> <p>委託契約書（以下当事案において「契約書」という。）第9条において、「管理公社は、毎月の業務終了後、当該月に係る観覧料の徴収事務及び図録等物品売り払い代金の徴収の事務に係る所定の集計表等の業務の成果に関する報告書（以下当事案において「成果報告書」という。）を下関市に提出しなければならない。」旨規定されている。管理公社は、これに基づき、毎月成果報告書で収入金報告書・収入月報・販売月報を市に提出している。</p> <p>また、契約書に添付される仕様書では、常時4名の配置を求めていたが、実績報告として管理公社の職員が従事した業務及び従事時間等の報告を求めていない。</p> <p>仕様書どおりの履行がなされたか否かの確認及び契約金額の妥当性を評価するうえでも、従事した業務及び従事時間の実績報告書の提出の義務付けを契約書に規定することを検討されたい。</p>	①	<p>(美術館)</p> <p>令和3年度から仕様書に日報の提出（当日行った業務内容、従事者及び従事者の出退勤時間を記載）を行うよう記載した。また、これまで勤務従事者の出勤予定表だけの提出であったものを実績表の提出を行うよう改善した。</p>
個別事案 No.52 (P115)	<p>意見</p> <p>下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務</p> <p>(2) 契約変更の必要性について（経済性）</p> <p>毎年の契約の手順の流れをみると、美術館が前年10月</p>	①	<p>(美術館)</p> <p>急遽閉館になった場合は、契約額の変更は行わず、相手</p>

	<p>頃に管理公社に対し、所蔵品展や特別展・企画展の年間スケジュールに基づいた会期や会館日数の情報を提供し、それを受けたて管理公社が予算見積書を作成提出し、市の執行伺による決裁の後、契約が締結されている。</p> <p>過去3年間の見積もり段階の開館日数と実績の開館日数は以下のとおりである。(P116)</p> <p>平成29年度及び30年度は見積と実績との間で乖離はないが、令和元年度においては、新型コロナウイルス発生に伴う3月2日以降の30日間の休館はあるものの、見積もり段階では予定されていなかったLED改修工事や収蔵庫の燻蒸作業が発生したため臨時休館が増えたためである。</p> <p>大幅な休館日数の増加等により、見積もり段階と大きな乖離が生じることを想定し、契約書に契約変更時の取扱いや契約額の減額等について規定することが望まれる。</p>		<p>方との協議の上、美術館の業務を行ってもらうなどの対応をとっており、その場合は業務報告書などでどのような業務を行うのか、また、行ったのかを双方で確認している。ただ、今後特殊な事情による閉館の可能性を考慮し、令和3年度からの仕様書に「特殊な事情による委託料及び仕様書の変更是、別途協議のうえ決定する。」という文言を加えた。</p>
個別事案 No.52 (P115)	<p>意見</p> <p>下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務</p> <p>(3) 外部委託の必要性について（経済性）</p> <p>仕様書において、業務の内容は、1. 観覧料の徴収業務、2. 入館者の受付、案内、3. 館内展示品の監視、4. 図録等物品売扱の徴収事務と記載されている。また、従事職員も管理公社の職員1名、嘱託職員1名及び複数の日々雇用職員であり、業務の特殊性も薄く、アンケートの回答にある施行令第167条の2 第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないため）の適用は困難だと考えられる。</p> <p>美術館の事務職員の一部は会計年度任用職員として採用となっているが、経済的合理性の観点から、当該委託業務に代えてこの採用の形態が適用できるか否かについて検討されたい。</p>	①	<p>(美術館)</p> <p>下関市立美術館観覧料の徴収、案内、監視等業務に関しては経済的合理性の観点からは委託より会計年度任用職員を任用する方がメリットがあるといえるが、一方で、全ての開館日と開館時間において常に不足なく人材を確保すること、併せて当該職員に対する適切な労務管理を続けていくことの難しさが懸念されるため、検討した結果、今後も業務委託により実施することとした。また、令和3年度からは条件付き一般競争入札を行っている。</p>